福岡セクシャル・ハラスメント事件

・概要

原告X(女性)は、昭和60年12月にアルバイトとして被告出版会社Y2に入社し、翌年から正社員として被告Y1(男性編集長)のもとで雑誌取材、編集などの業務に携わってきた。しかし、Y1は会社におけるXの重要性が高まるにつれてXを煙たがるようになり、約2年にわたってY2社内外の者に対して客観的な裏付けもない噂を流したり、誹謗・中傷を行った。

　昭和63年3月、Y1はXに対し、Xと取引先の男性Aとの関係に問題がみられる等の指摘をして退職するように求めた。Xは専務Bを通してY2代表者を含むY2社役員に解決策を求めたが、XとY1のどちらかに退職してもらうほか手段がないとの結論になり、専務BらはXとY1との間で話し合うようにとの対応で止まり、その話し合いの結果、Xは退職を余儀なくされ、退職の意思を表示した。次いでY1に対しては3日間の自宅謹慎を命じた。

　そこで、XはY1に対して長期にわたっての言葉による性的いやがらせを継続したことによる労働提供への支障とXの退職の最大要因であり、これはセクシャル・ハラスメントに該当する違法な行為とし、民法709条に基づく損害賠償請求を行った。また、Y2に対しては、民法715条(使用者責任)、民法44条1項(Y1固有の責任)、民法415条(労働環境整備義務違反による債務不履行責任)に基づく損害賠償請求を行った。